

「扇山小学校いじめ防止基本方針」（扇山小学校いじめ ZERO 運動方針）

令和7年4月1日

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、扇山小学校の児童一人一人が伸び伸びと成長でき、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「扇山小学校いじめ防止基本方針」（扇山小いじめ ZERO 運動方針）を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。

○児童、教職員の人権感覚を高めます。

○児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

○いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

I いじめに対する基本的な考え方

1 いじめとは（いじめ防止対策推進法、富良野市いじ ZERO(ゼロ)推進基本方針等を参照して）

「いじめ」とは、当該児童と一定の人的関係にある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。【脅迫・名誉毀損・侮辱】
- ・金品をたかられる。【恐喝】
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。【刑罰法規には抵触しないが、毅然とした対応が必要】
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。【暴行・傷害】
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。【暴行】
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。【窃盗・器物破損】

・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。【強要・強制わいせつ】

・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。【名誉毀損・侮辱】

2 いじめ防止への基本認識

いじめは、すべての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組み、児童一人一人がより良く成長できるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくすることを旨とする。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域住民その他の関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

具体的な基本認識

- ①いじめはどの児童にも、どの学級にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の教育観・児童観や指導の在り方が問われている問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ いじめ防止対策

いじめ問題に取り組むにあたっては、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。

1 未然防止

いじめ問題では、未然防止の観点が必要であり、すべての児童が、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

《教職員が児童に対して》

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行い、また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や「児童一人一人がかけがいのない存在である」といった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう様々な活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

《教職員自らが》

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育と学級指導の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・ 児童一人一人の変化に気づく、敏感な感覚をもつように努める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」について理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。
- ・ 児童と共に笑い、涙し、怒り、場を共にする師弟同行・師弟同汗に努める。

《学校全体として》

- ・校長、教頭は教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書や体験などの推進に取り組ませるとともに、学級指導と関連を図り全校集会などで「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・積極的な生徒指導（共感的な人間関係、自己選択、自己実現・自己有用感）を推進する。
- ・人権擁護委員との連携を図り、命や人権を尊重する人権教育の充実に努める。
- ・豊かな心を育てる道徳教育の充実を図る。
- ・生徒指導部は、いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図るとともに、月例会を開催し子どもの変化や配慮が必要な児童についての情報と指導方法の共有に努める。
- ・いじめ防止対策委員会は、いじめに関するアンケートを実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有するとともに、「いじめ問題」に対する校内研修を実施する。
- ・児童会担当者は、「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・生徒指導部は、いつでも、誰にでも相談できる体制を整え、定期的な教育相談の充実に努める。
- ・養護教諭は教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《保護者・地域住民に対して》

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、道徳授業の地域公開、PTAの諸会議、扇山子どもネットワーク、おやじの会、学校関係者評価会議等で伝え、理解と協力をお願いする。

2 早期発見

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童の信頼関係の構築に努めることが重要である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを肝に銘じ、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが大切である。

また、すべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民とも連携して情報を収集することが大切である。

《早期発見の手だて》

- ・児童がいる所には教職員がいる。～日々の観察～
- ・集団を見る視点をもつ。～学級内にどのようなグループがあるか。グループ内の人間関係の変化を

把握する。～

- ・児童や保護者と積極的に会話・連絡を取る。～日記の活用等～
- ・教育相談と教職員の声かけ。～日常的・定期的な教育相談と何でも話せる関係づくり～
- ・アンケートの実施。～いじめられている児童にとってアンケートへの記入は難しい。アンケートはあくまで発見の手だての一つである。～
- ・相談してきた児童へは細心の注意を払う。～児童が教職員や保護者にいじめについて相談するのは非常に勇気がある。「チクった」とさらにいじめが助長される可能性もある。～

《教職員が児童に対し》

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめている児童には、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをやめさせる。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせる指導を行う。

《教職員は》

- ・様子に変化が感じられる児童には、積極的に声をかけ、児童に安心感をもたせる。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応する。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。
- ・休み時間や昼休み、放課後などでは、児童とのふれあいを大切にする。
- ・日頃からアンテナを高くし、児童が示す小さなサインを見逃さないようにする。

《養護教諭》

- ・保健室を利用する児童との会話の中などで、その様子に目を配るとともに、いつも何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞くようにする。

《学校全体として》

- ・児童の様子を全教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制の下に行う。
- ・「いじめ問題」については、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・生徒指導部は、休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回において、児童が生活する場の異常等の有無を確認する。
- ・電話相談窓口について周知する。
- ・いじめ防止対策委員会は、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、その背景等を把握しながら、当該児童の成長を判断基準に毅然とした態度で指導します。
- ・いじめ防止対策委員会は、事実関係を正確に当該の保護者へ伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携しあっていくことを伝える。

3 事後指導

いじめが、発生した場合には、いじめられている児童に非はないという認識にたち、組織的な対応によって問題解決を図る。

《事後指導の手立て》

- ・いじめを把握したら、関係者が話し合い、対応チーム（生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、学年主任、担任などで構成）を組織し、指導方針を共通理解した上で、役割を分担して、迅速な対応を心がける。
- ・いじめられている児童生徒には「絶対に守る」という学校の意味を伝え、心のケアと併せて登下校時や休み時間、清掃時間などの安全確保に努める。
- ・必ず保護者との連携を図り、対応策については十分に説明し、了承を得る。
- ・いじめの内容によっては、教育委員会や警察との連携、協力を図りながら進める。
- ・加害者が特定できたら、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成させる。
- ・丁寧に個別指導を行った上で当事者を交えて話し合い、被害者本人と保護者の了承が得られたら、再発防止へのねらいを含めた学級や学年全体への指導を行う。
- ・いじめが解決したと思われた後も、卒業まで定期的に話し合う機会をもつなどの配慮をする。

《教職員が児童に対し》

- ・いじめられた児童生徒の悲痛な思いを共感的に受け入れて、自信をもって立ち上がろうとする気持ちを育むように指導・支援をしていく。
- ・いじめた児童生徒に対する指導を早急に行う。

- ・「見て見ぬふりをしている児童生徒」、「やめさせたいが注意できないでいる児童生徒」がいじめの悲惨さと苦しみを理解し、正義と勇気に目覚めて、思いやりや助け合いの心に満ちた雰囲気をつくれるように指導する。

《学校全体として》

- ・ 保護者への対応
- ・ 関係機関との連携
- ・ 特別委員会の設置
- ・ 解決または解決に向けた継続中の案件については、定期的に情報共有

4 いじめの重大事態

「いじめ防止対策推進法」

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（1）定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（2）重大事態の判断について

- ① 事実関係が確定した段階ではなく、疑いが生じた段階で重大事態と認識し、調査を開始する。
- ② 特定の教職員の身による判断ではなく、教育委員会及び学校が判断する。

（3）重大事態調査の目的

- ① いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにすること
- ② 当該重大事態への対処や同種の事態の再発防止策を講ずる

（3）調査を行うにあたっての基本姿勢

- ① 調査には、真摯な態度で取り組むこと
- ② 公平・中立に調査を行うこと
- ③ 多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能田舎切り詳細に事実関係を明らかにすること
- ④ 事実関係をもとに、日ごろのいじめ防止などの対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったのかについて検証し整理すること
- ⑤ 具体的かつ実用性のある再発防止策を検討すること

(4) そのほか

富良野市いじめ ZERO 推進基本方針をもとに行う

Ⅲ 校内体制（組織的対応） 「扇山小学校いじめ防止対策委員会」

1 構成

◎生徒指導主事 ・教務主任 ・T T教諭 ・道徳教育推進教諭 ・養護教諭 ・該当学年等
(スクールカウンセラー ソーシャルワーカー 学校医 P 役員 警察等) ・教頭 ・校長

2 業務内容

- ・いじめアンケート実施・未然防止・早期発見
- ・いじめに対する 事実確認、対応、関係機関への報告及び必要な措置

※いじめの事案の状況に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

※犯罪行為があった場合には、監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。

※事案によっては、学年及び学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で文書の配布や保護者会の開催を実施する。

※事案によっては、マスコミ対応の窓口を管理職として、誠実な対応に努める。

3 いじめが起こったときの組織的対応マニュアル

